

★★★ 申告会場の案内 ★★★

	税務署が開設する申告会場	町が開設する申告会場
申告内容	すべての確定申告	町県民税申告、簡易な確定申告（申告書A）
場 所	平塚駅ビル6階ラスカホール	
受付期間	平成25年2月1日(金)～3月21日(木) ※土日、祝日除く ただし、2月24日(日)・3月3日(日)は開場します。 所得税の申告・納付期限は3月15日(金)です。 2月15日(金)以前は還付申告の方が対象です。	【①税理士会による無料相談会】 2月12日(火)、13日(水)……障害福祉センターすばる 2月14日(木)、15日(金)……保健センター2階研修室 2月18日(月) ……………役場4階第1会議室 ※混雑状況によっては、相談及び受付の締切を早めることがあります。 【②上記以外の申告相談受付】 2月19日(火)～3月15日(金)……役場4階第1会議室 ※土日除く
時 間	○相談受付時間 8:30～16:00(相談は9:00～) ○申告書提出 8:30～17:00	【①の期間中】 9:30～12:00、13:00～15:30 【②の期間中】 9:00～11:45、13:00～16:00
持 ち 物	○申告書、印鑑 ○源泉徴収票や各種控除の証明書(医療費控除を受ける方は、領収書の合計額を計算してきてください。) ○前年の申告書の控え一式 ○使い慣れた筆記用具、電卓 ○還付金がある場合、申告者名義の口座番号がわかるもの	

※申告書の自主作成に、ご協力をお願いいたします。

# 確定申告で控除が受けられます

おむつ代が

医療費控除されます



6か月以上寝たきりの状態で常時紙おむつの使用が必要と認められた場合、おむつにかかる費用を医療費控除に含めることができます。

▼必要な書類

医療機関が発行する「おむつ使用証明書」と「おむつ代の領収書」

なお、前年度に引き続きおむつ代の医療費控除を受けられる

方は、要介護認定主治医意見書で尿失禁が確認できる場合、「おむつ使用証明書」に代わり、町福祉課高齢福祉係で交付する「内容確認証明書」で代用することができません。

寝たきり高齢者等に

障害者控除等



障害者手帳をお持ちでない65歳以上の方で、寝たきりや認知症により障害者等に準ずると認められた方に、「障害者控除対象者認定証」を交付します。確

定申告の際に提出することで障害者控除等を受けることができます。  
▼対象となる方  
要介護2以上で要介護認定主治医意見書により、町が知的障害者及び身体障害者に準ずると認められた方(状態確認が必要となりますので、事前にお問い合わせください)。

◎問い合わせ 福祉課

☎内線302・316

# 税金の納め忘れはありませんか？

町の財政は、皆さんに納めて頂いている税金で成り立っております。町の住民サービスを支えています。

町税を滞納することは、納期内に納税している多くの方々の公平性を欠くことになるとともに、町の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすこととなります。また、税金を滞納された方に対し、町では督促状を送付させていただいておりますが、郵送費用が生じるため、

新たに税金を使わなくてはなりません。

このため町では、納付できるのに納付しない悪質な滞納者に対し、財産の差し押さえなどの滞納処分を行っています。

経済的な理由などで納期までに納税できない場合には、担当にご相談ください。

便利な口座振替をご利用ください

口座のある金融機関の窓口で簡単に手続きができ、納め忘れも防げます。手続きには、預金

通帳と印鑑をご用意ください。



◎問い合わせ

税務課 ☎内線251